

運転者異常時対応システム（減速停止型）の技術指針の新設について

1. 背景

自動車技術指針は、各自動車制作者において、先進的な自動車技術を採用した装置を搭載することにより、安全性や利便性等を高めた自動車を早期に市販する意向が高まっていたことから、これら自動車技術の円滑な普及促進を図るため、定めることとしたものである。

近年、運転者が安全に運転できない状態に陥った場合に運転者の異常を自動検知し又は乗員や乗客が非常停止ボタンを押すことにより、車両を自動的に停止させる「ドライバー異常時対応システム」の研究・開発が進められている。当該システムについては、産学官が連携した先進安全自動車推進検計画（ASV 推進計画）において、平成23年度より、「ドライバー異常時対応システム」の技術的な要件等を検討してきたところであり、平成28年3月にASV 推進計画の成果として「ドライバー異常時対応システム（減速停止型）」の基本設計書が策定された。

このような背景を踏まえ、今般、当該装置が実用化される場合において、自動車製作者等により安全性が確保されるよう、「自動車技術指針について」（平成11年4月15日付け自技第83号）を改正し「別紙8. 運転者異常時対応システム（減速停止型）の技術指針」を新設することとする。

2. 運転者異常時対応システム（減速停止型）の技術指針の概要

【対象】

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）

【検知方法】

①システムによる「異常自動検知型」、②「運転者押しボタン型」、③「同乗者押しボタン型」の3タイプ。

【運転者への作動警報】

検知方法の①は誤作動が、③は悪戯等が懸念されることから、減速開始前に運転者に一定時間警報（運転者に異常がない場合、その間に運転者が作動を解除。）。

【制御（減速度）】

後続車の追突や立ち席の乗客に考慮した減速度。

【同乗者への報知】

同乗者、特に立ち席の乗客に対して、運転者に異常が起きているため減速をかけることを音や表示等で注意喚起（急な減速等に備えるため）。

【他の交通への報知】

付近を走行する他の車両や歩行者等に対し、自車に異常が起きていることを警報音で報知。また、後続車には、ハザードランプの点滅により減速をかけることを報知。